

社会福祉法人 下関市社会福祉事業団 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

2. 内 容

目標：従来の半日単位での年次有給休暇の取得から、時間単位での年次有給休暇の取得を可能とし、取得の促進を図る

<対策>

○平成30年4月～ 職員への周知・啓発の実施

○平成30年10月～ 時間単位の年次有給休暇取得制度の導入前後での、各事業所の年次有給休暇取得状況を分析し、取得率が低い事業所についてはヒアリング等を実施し、取得の促進を図る。